

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（**1世帯あたり5万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **5万円**

給付金の支給時期

市区町村が確認書(または申請書)を受理した日から**3週間後**が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和4年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月～12月の収入が減少し
「住民税非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

お住まいの市区町村から
確認書が届きます（要返送）

※一部申請が必要な場合があります

令和4年9月30日時点で住民登録のある
市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年11月1日（火）
～令和5年1月31日（火）

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

詳しくは「II」へ

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、市区町村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、市区町村に**返信してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒にお住まいの市区町村の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（東京都区部の場合）単身の場合：100万円以下、母・子(1人)の場合156万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともにお住まいの市区町村の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

一人暮らしの学生の皆さまは

必ずご確認ください！

同封の「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書（以下、「確認書」）」は受給の可能性のある方に対して送付しておりますが、「住民税が課税されている、他の親族等の扶養を受けている世帯は除く」となっております。

このため、以下の場合には受給できませんのでご注意ください。

「住民税が課税されている扶養親族(父母等)が令和4年度の税法上の扶養親族としてあなたを認定している。」

※必ずご家族に確認してください。

扶養親族に認定されている場合は支給対象外となりますので、「確認書」の提出は不要となります。

万一対象外の方が受給された場合は、給付金をお返しいただくこととなりますのでご注意ください。